

事務連絡
平成24年7月30日

殿

法務省入国管理局

出入国管理情報官付補佐官 東郷康弘

弁護士法第23条の2の規定に基づく外国人登録原票の照会への対応について（依頼）

標記については、下記のとおり対応願いたく、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 照会項目が、弁護士会の様式において「通常記載事項」とされている項目（氏名、生年月日、性別、国籍、世帯主の氏名、国籍の属する国における住所又は居所、世帯主との続柄及び居住歴）の範囲内である場合には、これらの項目が旧外国人登録法第4条の3第5項の規定に基づき、弁護士等に登録原票記載事項証明書の交付という形で提供されていたこと及び弁護士法第23条の2の規定により、所属弁護士会は、弁護士の照会に係る申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができることと規定されていることを踏まえ、同様式の「利用目的」にチェックが入っており、これと「利用目的の具体的内容」の記載により利用目的が客観的に明らかとなるときは利用目的が明示されたものとして対応を行うこととする。「利用目的」欄のチェックが入っていない場合であって、「利用目的の具体的内容」の記載のみで利用目的が客観的に明らかであるときも同様とする。
- 2 照会項目が、弁護士会の様式の「通常記載事項」とされている項目の範囲を超える場合には、当該「通常記載事項」以外の項目各々についての利用目的及び特に必要とする理由が客観的に明らかになる程度の記載を求めることとする。

添付物

弁護士会の照会様式

1部

年 月 日

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 殿
([REDACTED])

回収された外国人登録原票照会

住所

弁護士会名

会長名

公印

(電話番号

担当者名(フリガナ)

)

当会所属の弁護士から別紙のとおり申請がありましたので、弁護士法23条の2に基づき照会します。

弁護士会名

会長

殿

次のとおり、回収された外国人登録原票の照会を申請します。

手続に関する希望（該当するものにレ印をつけてください）

- (1) 照会先への照会書発送方法 普通郵便 速達郵便
 (2) 回答書の受領方法 郵送 (速達 普通) 来会

氏名 (職印)
 登録番号
 電話番号

照会に係る者の身分事項等 ¹	国籍		性別	
	氏名 ²			
	生年月日	西暦	年 月 日	
	原票の回収区分	<input type="checkbox"/> 閉鎖 <input type="checkbox"/> 外登法廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	閉鎖時又は回収時の登録居住地			
	閉鎖日	閉鎖日	年 月 日	閉鎖事由
	外国人登録証明書番号			
	在留カード又は特別永住者証明書番号			
通常記載事項 (○をつけてください)	氏名・生年月日・性別・国籍・世帯主の氏名 国籍の属する国における住所又は居所・世帯主との続柄 居住歴 (<input type="checkbox"/> 請求期間: 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 存在するものすべて <input type="checkbox"/> その他 () ³)			
上記通常記載事項以外の特に開示を必要とする事項の請求 ⁴	照会事項			
利用目的 (依頼者について該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 依頼者の権利を行使し、又は依頼者の義務を履行するために外国人登録原票の記載事項を確認する必要がある者 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者 <input type="checkbox"/> その他、外国人登録原票の記載事項を利用する正当な理由がある者			
利用目的の具体的内容				

¹ 国籍、氏名、性別及び生年月日は必ず記載すること。その他の事項については判明している場合は記載するとよい。

² 中国人及び韓国・朝鮮人は漢字、その他の外国人は英字で記載する。

³ 「その他」には、たとえば「〇〇市内のもののみ」など、限定事由等を記載すること。なお、多数のものを請求すると時間がかかることがある。

⁴ 上記通常記載事項以外の事項とは、在留の資格、在留期間等旧外国人登録法4条1項1号、2号、8号から14号及び18号から20号までに挙げるものをいう。これらの事項を照会する場合には、できるだけ詳細に利用目的の内容を記載する。